

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 高額介護合算療養費について

#### 高額介護合算療養費とは？

世帯毎に1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

#### 令和6年度分計算期間

令和6年8月1日～令和7年7月31日

#### 基準額表

負担割合	区 分	基準額(世帯の限度額)	
3 割	現役並み所得者	[ 課税所得 690万円以上 ] 212万円	
		[ 課税所得 380万円以上 ] 141万円	
		[ 課税所得 145万円以上 ] 67万円	
2 割	一定以上所得者	56万円	
1 割	一 般		
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

(※1) 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

(※2) 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方

### 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

応募資格	道内在住の満18歳以上の方(議員や公務員などを除く)
募集人数	5名
任 期	令和8年7月から2年間 ※協議会の開催は年2回を予定
応募方法	北海道後期高齢者医療広域連合及び役場窓口にある応募要領をご覧ください。
応募締切	4月30日(木)
選 考	選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に選考します。
報酬など	1日につき5,000円の報酬と旅費を支給

▶ 問合せ先：北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)・役場国保年金係(☎76-8013)

## 物価高対応子育て応援手当 申請受付期限が迫っています

0歳から高校3年生までの児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当は、町から令和7年9月分の児童手当を支給されている方の申請は原則不要ですが、所属庁から児童手当の支給を受ける公務員や、出生・離婚などにより10月以降新たに児童手当の受給者となった方は申請が必要です。手当の支給を希望する方は忘れずにご申請ください。

#### 申請が必要な方

- ・ 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方  
\* 1月15日までに当町で児童手当の認定請求をした方は申請不要です。
- ・ 公務員など、所属庁から9月分の児童手当が支給されている方  
\* 受給者が単身赴任などで本町に住民登録がない場合は、受給者の住民登録地で申請することとなります。
- ・ 令和7年10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)などにより児童手当の申請が必要になった保護者

#### 申請書類

##### ■ 公務員の方

各所属庁から配布される予定です。まだ受け取っていない方は勤務先の担当者へお問合せください。

##### ■ 出生・離婚などにより申請する方

申請書は役場国保年金係で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。必要事項を記入して提出してください。

ダウンロードはこちら



#### 申請期限

3月31日(火)

#### 提出先

役場国保年金係

#### 🔍 物価高対応子育て応援手当について

##### 【対象児童】

- ・ 令和7年9月分の児童手当支給対象児童
- ・ 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童

##### 【支給額】

0歳から18歳までの児童1人につき2万円(1回限り)



▶ 問合せ先：こども家庭庁コールセンター(☎0120-252-071 平日9時～18時)  
役場国保年金係(☎76-8013)